

日本ゲノム微生物学会 第3回評議員会

第3号議案 会則の改定等 議案書

1. 会則と細則の改正案について

主な変更内容とその理由は以下の通りである

【資料3-1（現会則）、資料3-2（現細則）、資料3-3（会則改定案）、資料3-4（細則改定案）、資料3-5（改定等に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更点1

変更内容：役員（会長・評議員・会計監査）及び幹事の任期を2年から3年に変更

変更理由：2年単位での役員の変更は慌ただしすぎ、実質的に一期の執行部が最初から最後まで（年会を含めて）運営をできるのは1年のみになる。3年の任期の方が、落ち着いて新しい企画等を実施しやすい。また隔年に評議会選挙を行う手間とコストも無視できない。役員任期の変更に合わせて、幹事の任期も変更した方が運営しやすい。

<会則（改定案）；第11条>

<細則（改定案）；第15条>

変更点2

変更内容：年会費を次のように改正する。

一般会員 3000円から4500円

学生会員 1000円から1500円

機関会員 一口25000円から一口30000円

（賛助会員 一口30000円のまま）

変更理由：シンポジウムの開催、年会補助の増額（海外や非学会員の招へい費用の一部負担等）、などの新しい企画を実施するためには、資金が必要である。また、企業からの資金の割合が多すぎると、企業によっては賛助会員にならないところもあるため、学会収入に占める一般会員からの会費の割合を少しでも高くする必要がある。

<会則（改定案）；第8条>

変更点 3

変更内容：新たに会長推薦評議員を設ける。その選出手続き等は以下の通り。

- ・ 会長は選挙選出評議員の数の20%以内の正会員を会長推薦評議員として指名できる（細則改定案第8条で選挙で選出する評議員の数は20名と定められているため、4名以内を推薦できることになる）
- ・ 会長推薦評議員は、評議員会の承認を受けた後に、評議員会に加わる。
- ・ 会長推薦評議員も、細則改定案第3章8条3項（3回連続して評議員になることはできない）の適用を受ける。

変更理由：若手研究者や女性研究者を評議員会に加えることにより、会員の意見をより学会運営に反映させることができる。また、評議員の中から幹事が指名された場合の補充にもなる。

<会則（改定案）；第11条>

<細則（改定案）；第10条>

変更点 4

変更内容：会長が指名する幹事の担当と数を

- ・ 担当領域：従来の2領域（庶務・会計と集会）に加えて、新たに広報担当を設ける。
- ・ 幹事の数：従来の庶務・会計幹事2名と集会幹事2名を、「3つの担当領域に対してそれぞれ若干名」に変更する。

変更理由：より円滑な学会運営を図るため。

<細則（改定案）；第15条>

変更点 5

変更内容：名誉会員選出の手順等についての規定を追加（併せて、新たに名誉会員の選出等に関する要綱を設ける）。

変更理由：従来の会則・細則に規定がないため。

<細則（改定案）；第1条>

変更点 6

変更内容：評議員選挙の選挙管理委員会に委員長を設ける。委員長は管理委員会の互選による（併せて、選挙要綱を改定）。

変更理由：従来の細則に規定がなく、責任の所在が明確でないため。

<細則（改定案）；第8条>

変更点 7

変更内容：語句の修正、条番号の変更、実施日の変更（細則の付則からの章番号・条番号の削除を含む）

変更理由：上記の変更点に伴う変更。また、内容をわかりやすくするため。

<会則（改定案）；第 11 条>

<細則（改定案）；第 3—19 条>

2. 名誉会員の資格、選出手続等に関する要綱（案）について

【資料 3-6（名誉会員要綱案）、資料 3-5（改定等に関する評議員からの意見のまとめ）】

内容：資料 3-6 参照

提案理由：名誉会員の資格や選出手続きの明確化のため

3. 評議員選挙要綱の改正案について

【資料 3-7（現選挙要綱）、資料 3-8（選挙要綱改定案）、資料 3-5（改定に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更内容：

- ・ 要綱を一般的なものにするための語句等の変更
- ・ 選挙期間、締め切り日の明確化
- ・ 同数得票者の順位付けを、従来の年齢順（年長が上位）から会員番号順（若い番号が上位）に変更

変更理由：現在の要綱を一般的な形にした方が今後も役に立つ。そのためには、投票期間や締め切り日を明確にする必要がある。また、同数得票者の順位付けに関しては、会員番号順の方が客観的であるため。

4. 研究奨励賞要綱の改定案について

【資料 3-9（現奨励賞要綱）、資料 3-10（奨励賞要綱改定案）、資料 3-5（改定に関する評議員からの意見のまとめ）】

変更内容：

- ・ 受賞対象者を「基礎研究 1 名と応用研究 1 名」から「基礎研究と応用研究の両分野で併せて 2 名」に変更

変更理由：基礎研究と応用研究という分け方が明確ではないため。また、年齢に関しては、一般的な表現にした方がわかりやすいため。